

X 伝統産業に関する支援策

◆伝統的工芸品

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下、伝産法）」に基づき指定を受けた伝統的工芸品の産地では、「伝産法」の目的を達成するために「振興計画」等を作成し、経済産業大臣の認定を受けた後、その振興計画等に基づいて各種事業を進めます。

伝統的工芸品産地組合等が、振興計画等に基づき後継者育成事業や需要開拓事業等を実施する場合、その費用の一部について国の助成措置（補助金等）を受けることができます。

現在市内では、有松・鳴海絞、名古屋仏壇、名古屋桐箆笥、名古屋友禅、名古屋黒紋付染、尾張七宝、尾張仏具及び名古屋節句飾の8品目が伝統的工芸品の指定を受けています。

【お問合せ先】

中部経済産業局産業部製造産業課

電話:951-2724 FAX:951-0977

名古屋市経済局産業労働部労働企画課

電話:972-3146 FAX:972-4129

◆名古屋市の伝統産業振興施策

(1) 名古屋伝統産業協会

本会は、伝統産業関係団体により組織され、業界相互の連携強化、伝統的技術・技法の継承、販路の開拓を図るため、製品の展示をはじめ各種の事業を積極的にすすめています。

【お問合せ先】

名古屋伝統産業協会 電話:745-6170 FAX:735-2138

ホームページ:<https://nagoya-dentousangyou.com/>



(2) 補助金

事業名	補助対象	概要	補助率・限度額
若手技術者育成事業助成	名古屋伝統産業協会会員団体に所属する市内企業	年齢40歳未満、従事年数5年未満の若手技術者を育成する事業に対して助成	月額1.5万円
新商品開発事業助成	名古屋伝統産業協会会員団体等	伝統的な技法を活かし現代感覚にあった新商品開発事業に対して助成	補助率：1/2以内 限度額：20万円
伝統産業製品PR事業助成	展示会等出展事業補助 ①名古屋伝統産業協会会員団体等 ②名古屋伝統産業協会会員団体に所属する市内中小企業で、海外展示会等に出展する者	伝統産業製品をPRするための展示会等に出展または主催する事業に対して助成	①補助率：1/2以内 限度額：20万円 ②補助率：1/3以内 (1者1回限り) 限度額：20万円
	PR冊子等作成事業補助 名古屋伝統産業協会会員団体等	伝統産業製品のPR用の冊子等を作成する事業に対して助成	補助率：1/2以内 限度額：20万円
	児童・生徒向け体験教室等事業補助 名古屋伝統産業協会会員団体等	児童・生徒等を対象とする体験教室等を実施する事業に対して助成	補助率：1/2以内 限度額：10万円

【お問合せ先】

経済局産業労働部労働企画課 電話:972-3146 FAX:972-4129

